

ID: 1653

担当部署: 市民部 税務課 資産税係

<b>処分の概要</b>	罹災証明書の交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	災害対策基本法 第90条の2		
<b>法令番号</b>	昭和36年法律第223号		
<b>【基準】</b>	<p>法第90条の2の規定による。  (罹り災証明書の交付)</p> <p>第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第1項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年6月16日